

第2章 ジェノサイド条約起草過程にみる虚と実

——国際正義と主権尊重の狭間で

吉川 元

1 人民の殺戮禁止とジェノサイド条約

冷戦の終結に伴い、共産党一党独裁体制下で、あるいは途上国の権威主義体制下で、政府（政治権力）による人民の殺戮が行われていたことが明らかになった。二〇世紀を通して政府や占領統治者による人民の殺戮の犠牲者数は、なんと二〇世紀の戦争犠牲者数を上回るほどの規模であることも明らかになってきた。そうした人民の殺戮は、ジェノサイドでは説明しきれないほどの様々な形態で行われていたことも判明した。

これまでも、人民の殺戮を意味する政治用語があった。第二次世界大戦中のナチス・ドイツによるユダヤ人の大量虐殺を意味するホロコースト (Holocaust)、あるいは特定の民族集団の殺害を意味するジェノサイド (genocide) は、すでになじみのある言葉である。近年、ジェノサイドの定義にはあてはまらない大量殺戮に関して、民衆殺戮 (democide)、政治殺戮 (policide)、階級殺戮 (classicide) といった用語が創られ、流通するようになった (Jones 2011: 26-29)。民衆殺戮とは、政府 (統治者) による人民の大量殺戮を意味する R・J・ランメル造語である。ランメルによれば、民衆殺戮とは、銃殺、ジェノサイド、強制労働による虐待死といった政府による人民の殺戮に加え、劣悪な環境下での捕虜の死、強制収容所での政治犯の死、拷問死、政治的意図によってもたらされた餓死、強制移住の際に発生する暴行死など、政府が意図的に無視したことで、あるいは死に至ることを知りつつも救済しようとはしなかったことで生じる人民の殺戮を意味する (Rummel 1994: 36-43)。つまり、民衆殺戮は、ジェノサイド、政治殺戮、階級殺戮など様々な形態による政治権力による人民に対する大量殺戮を意味する政治用語である。

民族の大量殺戮を意味する「ジェノサイド」という用語は、ギリシャ語の *genes* (種族または人種) と *cide* (殺戮) を組み合わせたもので、ユダヤ系ポーランド人の法学者 R・レム

キンの造語である。レムキンはナチス・ドイツのユダヤ人に対する暴虐を告発するため一九四四年に亡命先のアメリカで著した論文「占領下欧州における枢軸国支配」において「ジェノサイド」を初めて使用し、ジェノサイドを「侵略者（ナチス）によって行われる特定の民族やエスニック集団の絶滅を企図した行為」と定義している（Lemkin 1944）。翌年四月に発表した「ジェノサイド——現代の犯罪」と題する論文では、ジェノサイドを「特定の民族集団が生存できなくなるようにその集団の重要な生存基盤を破壊すること」と定義した（Lemkin 1945）。

第二次世界大戦の戦勝国は、大戦の終結直後に開廷されたニュルンベルク裁判においてナチス・ドイツが犯した数々の暴虐を暴き、ドイツの戦争指導者を「人道に対する罪」として裁いた。ドイツ・ナチスの指導者が人道に対する罪で裁かれた直後であるだけに、ジェノサイドを国際法上の犯罪として禁止せねばならないとの空気が国連を支配していた。その結果、発足まもない国連は、将来、戦時と平時とを問わず、ジェノサイドの罪を裁くためにジェノサイドを禁止する条約の策定に取りかかり、それが「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」（一九四八年に採択）に結実する。

実は、このジェノサイド条約の起草過程において当初の事務局草案にあったジェノサイ

ド禁止対象に政治集団を含める案が最終的には否決され、また文化的ジェノサイドの禁止案も最終的には外されていく。事務局草案が後退していくのは、人権と基本的自由の尊重、および人民の自決の原則を柱とする国連の平和主義の理念が早くも国連創設三年目に頓挫せざるを得ないほど、ジェノサイド禁止問題には国際政治システムと国家主権の原則的対立・矛盾が内在していたからである。

ではなぜ政治集団の殺戮を禁止できなかったのか。なぜ文化的ジェノサイドを禁止できなかったのか。以下において、人道に対する罪を裁こうとする国際正義の論理と、国際社会からの干渉を嫌い、国民統合と同化政策を追求していききたいとの国家の論理との狭間で揺れたジェノサイド条約の起草過程を考察する。

2 戦時の大量殺戮を裁く

戦時に限定された「人道に対する罪」

欧州戦争の最後の四年間にナチス・ドイツはその占領下で組織的にジェノサイドを行ったが、そのジェノサイドの対象となった民族は主としてユダヤ人とスラブ人であり、その犠牲者数は二千万人に上る。ジェノサイドの犠牲者数は、ユダヤ人よりもスラブ人の方が

上回っている。独ソ戦の開始からドイツのソ連領侵攻が始まると、ソ連領内で四百万人近くのウクライナ人、二百万人近くのベラルーシ人、百五十万人近くのロシア人を中心におよそ六百万人から七百万人の非ユダヤ系ソ連市民が殺戮された。ドイツ占領下のポーランドではユダヤ人を除くおよそ三百万人のポーランド人知識人に対する政治的殺戮が行われた。一方、ユダヤ人に関しては、四二年初頭から終戦まで、ドイツ支配下で五五〇万人のユダヤ人が強制収容所へ送られ、殺戮された (Mann 2005: 185-188)。

国連総会第一期の開催中の一九四六年九月三〇日から一〇月一日にかけて、ニュルンベルク裁判の判決が公表された。同裁判でナチス・ドイツの指導者は、米英仏ソ四カ国で合意されたロンドン協定(または、ニュルンベルク憲章、四五年八月)に基づき、平和に対する罪、通例の戦争犯罪、および人道に対する罪のいずれかの罪状で裁かれた。平和に対する罪とは、侵略戦争または国際条約、協定、もしくは誓約に違反する戦争の計画、準備、開始もしくは遂行、または以上の行為のいずれかを達成するための共通の計画もしくは共通の謀議への関与(ニュルンベルク国際軍事裁判所憲章、第6条a項)である。通例の戦争犯罪とは、戦争法規・慣例の違反(同、第6条b項)である。「人道に対する罪」とは、戦前もしくは戦時中のすべての一般人民に対する、殺人、殲滅、奴隷的酷使、追放、その他の非人道的行為、

または政治的 (political)、人種的 (racial) または宗教的 (religious) 理由に基づく迫害である (同、第六条c項)。

人道に対する罪は、ナチス・ドイツが、一九三九年九月以降の戦時中にドイツ占領下の市民に対して犯した罪に限定されていた。その背景には、ドイツの戦争犯罪の裁きが戦勝国へ跳ね返ってくることへの懸念があったからだと言われる。国内に人種差別の慣行を有し、マイノリティへの弾圧や迫害の歴史を持つ国にとって、平時に行われる人道に対する罪が国際法廷で裁かれることにもなれば、自ずと自国に跳ね返ってくることは明白だったからである (Schabas 2009: 3843)。

ニュルンベルク裁判で人道に対する罪が、戦時下のドイツの占領支配領域で侵された罪に限定されたことは、レムキンのみならず国連の非欧州諸国には不満であった。特にキューバ、インド、パナマの国連代表は、ニュルンベルクの判決が戦前の犯罪を不問に付していることを指摘し、それ故に戦時と平時とを問わずジェノサイドを国際法上の犯罪として確立しようとする議題を総会の俎上に載せるよう提案した。こうした流れを受けてジェノサイド条約を策定すべきだとの考え方が国連代表団の中で広がり、エジプト代表がアジア・アフリカおよびラテンアメリカの多くの国、すなわち非欧州諸国の支持のもとに戦時と平

時とを問わず、宗教的および人種主義的な迫害と差別を禁止するジェノサイド禁止の決議案を提出した（ローレン、二四九―二五〇）。

「ジェノサイドの犯罪」

ユダヤ人に対して行われたナチス・ドイツの数々の大量殺戮の実態が明らかにされ、しかもその国際的反響があまりにもすさまじかっただけに、ジェノサイドを国際法上の犯罪にしようとする動きに対して、どの国も正面から反対するわけにはいかなかった。国連総会は、一九四六年一月一九日、「迫害と差別」と題する決議を満場一致で採択し（A/RES/103 (II)）、その決議の中で「宗教的および人種主義的な迫害と差別の即刻廃止がもつとも優先されるべき人類の課題」であることを確認し、加盟国に対してこうした人種差別を可及的速やかに廃止するように求めた。

さらに四六年一月一日、国連総会は「ジェノサイド犯罪」と題する決議を満場一致で採択する（A/RES/96 (I)）。同決議文においてジェノサイドとは、「人間集団全体の生存権の否定」であると定義されている。ジェノサイドが「国際法上の犯罪」であることを強調した上で、次のように続ける。「人種的 (racial)、宗教的 (religious)、政治的 (political)、お

よびその他の集団を完全に、または部分的に破滅させるジェノサイド」の行為は「文明世界が断罪すべき犯罪」であり、その罪を犯した首謀者および共犯者は、それが私人であれ、公人であれ、政治家であれ、またその犯罪が宗教的、人種的、政治的、その他いかなる理由で犯されたものであれ、罰せられるべきである。同総会決議は、加盟国に対してジェノサイド防止策をとるよう要請するとともに、ジェノサイドを罰するための必要な法的措置を立法化するよう加盟国に訴えた。

3 戦勝国のジレンマ

事務局草案

「ジェノサイド犯罪」と題する先述の国連総会決議の採択を受けて、国連事務局はジェノサイド条約の草案作成に取りかかる。一九四七年六月、レムキンら三名の委員の助言に基づく事務局草案が経済社会理事会（ECOSOC）へ提出され、総会事務局の第六委員会の審議を経て翌年四月、経済社会理事会から付託された特別小委員会で国連事務局が用意した草案をもとにジェノサイド条約の起草に向けて実質的な審議が始まる。

先述のように国連総会決議文にはジェノサイドの禁止対象となる集団として、人種集団、

宗教集団と並んで政治集団が含まれており、しかも政治的理由に基づくジェノサイドも罰するよう求めている。レムキンら三人の専門家の助言を基に作成されたジェノサイド条約の草案には、人種 (racial)、民族的 (national)、言語的 (linguistic)、宗教的 (religious)、政治的 (political) の各種集団に対する殺戮を禁止する、とあった。またジェノサイドの形態について、物理的 (physical)、生物的 (biological)、文化的 (cultural) ジェノサイドの三つのジェノサイド形態について、それぞれに定義が付されている。

ジェノサイド条約の作成はその後、国連総会第二会期の議題となり、第六委員会 (法律) に条約作成が付託され、さらに四八年四月からは経済社会理事会の特別小委員会に草案作成が付託される (委員会は、中国、フランス、レバノン、ソ連、ポーランド、アメリカ、ヴェネズエラの七カ国の委員から構成)。

「政治集団」外しの論理

第六委員会での審議過程における主要な争点は、およそ以下の点に絞られる。第一に、保護されるべき集団 (具体的には政治集団を含めるか否か)、第二に、ジェノサイドの形態 (具体的には文化的ジェノサイドを含めるか否か)、第三に、国際刑事裁判所の設立、第四に、ジェノ

サイド条約とニユルンベルク原則との整合性、についてであった。第六委員会および特別委員会での審議を通して政治的自由の尊重の観点から政治集団に対するジェノサイドを禁止すべきだと主張する国はあった。フランスとアメリカは、政治的自由と結社の自由の保障との関連からジェノサイドの禁止対象に政治集団を含めることに賛成した。特にフランスは、過去のジェノサイドが人種的または宗教的理由に基づいて行われてきた歴史的事実を指摘し、将来は主として政治的理由でジェノサイドが発生するであろうことから、政治集団の保護を主張し、他の国の代表の支持を得た。先見性に満ちた主張であった。

しかしながら審議の過程で政治集団をジェノサイド禁止対象に含めることへの反対論に与する国が徐々に増えていった。ジェノサイド禁止対象に政治集団を含めることに反対する論点は次の四点に要約されよう。第一に、政治集団の保護は国内法（自由と人権の尊重）に基づいてなされるべきであるという論点である。第二に、政治集団の定義の難しさに起因する反対論である。他の集団に比べ政治集団は定義しにくい。政治犯の取り締まりと政治集団に対する抑圧の区別は難しい。特にソ連は、政治集団は人種的、宗教的、あるいは民族的な集団とは異なり、科学的定義になじまないとの理由で反対した。ポーランドは、人種的、宗教的、あるいは民族的な集団の特徴は、目に見えて識別可能なものであり、かつ

客観的なものであるが、政治集団はその集団への帰属が自発的なものであり、その構成員は不変的なものでも永続的なものでもなく、しかも身体的に明白な特徴を有さないために特定することが難しいとの理由で反対した。第三に、内政干渉の恐れに起因する反対論である。例えばヴェネズエラは政治集団へのジェノサイドを禁止するとなれば、それが国際干渉の口実になることへの懸念からの反対であった。というのも、反政府団体がこの条約を逆手にとって反政府活動の自由を手にするであろうし、各国政府とも反政府活動を展開する政治集団への弾圧が国際干渉の口実を与えることになるような条約に加盟することはないと予測されるからである。反政府活動の取り締まりができなくなるとの懸念からの反対論である。第四に、条約の批准の遅延を懸念すること起因する反対論である。政治集団に対するジェノサイドが禁止されれば、各国政府とも国内の反政府集団がこの条約を利用して政府転覆活動に従事するのを容認せざるを得なくなるし、また政府がジェノサイド条約違反で国際法廷に立たされるのを恐れて、批准しない国が続出するであろうとの理由による反対論である。

反対論の本意はきわめて政治的なものである。そもそもソ連の共産主義者にとって政治的理由に基づく大量殺戮を国際犯罪と認定することなど到底容認できるものではなかった。

政治的な理由に基づく数百万人規模の大量殺戮をすでに犯していたソ連政府としては至極もつともな主張である。ソ連以外にも多くの国が自国民に対する政治的弾圧を行う権利を放棄することには乗り気でなかった。イデオロギー対立が日増しに強まる国際政治状況下にあつて、ジェノサイドの禁止対象に政治集団を含めることにでもなれば自国の政治に外国の干渉を招くことになりかねないという不安が多くの国の代表を悩ませたからである。

一九四八年九月から始まる国連総会第六法律小委員会（第六委員会）において事務局草案に若干の修正が加えられ特別委員会草案が審議された。ジェノサイドの禁止対象に政治集団を残すか否かについて審議は紛糾した。残すことに反対する理由は、およそ二点に集約される。一つは、政治集団というものは定義するのが難しく、しかも他の集団に比べその存在が安定していないとの理由、第二に、政治的弾圧の罪で国際法廷に自国が駆り出されるのを恐れるあまり、多くの国は条約を批准しないであろうし、その結果、条約は発効しないであろうとの理由である。最終的には投票で決着が図られた。政治集団をジェノサイド禁止対象から外すよう求める提案は賛成二二票、反対六票（棄権一二票）で採択された。時は東西イデオロギー対立の始まる時期である。条約の起草過程に参加している各国委員は政府を代表しているものであり、国際社会の国際干渉を嫌い、政治的反対派を弾圧する

自由を手にしたいと願っていたから、このような結果に落ち着いたのである。

「文化的ジェノサイド」外しの論理

条約の起草過程におけるもう一つの重要な争点が文化的ジェノサイドをめぐる対立である。もともと事務局草案には、ジェノサイドの形態は、集団の構成員に死をもたらす物理的ジェノサイド、出産の制限を意味する生物的ジェノサイド、それに民族的、宗教的または人種的集団の言語、宗教または文化およびその遺産の撲滅を意味する文化的ジェノサイドの三つに分類されていた。

民族集団というものは、それぞれ固有の文化を有し、また固有の民族文化の伝承者でもある。それ故に、民族の文化的象徴を破壊することは、その集団の存続基盤を破壊することにも等しく、そうした破壊的行為は民族の存亡の危機をもたらすことを意味する。ここに特定集団の固有の文化を抹殺する行為を意味する文化的ジェノサイドという概念が考案された背景がある。例えば大戦中、ナチス・ドイツが占領支配下で行った文化遺産の破壊、芸術家、科学者、文化人・知識人の迫害、書籍の焼却といった行為は、文化的ジェノサイドの行為である。大戦末期のソ連で、クリミアからタタール人を追放した後、タタール人

の関連の記念碑は破壊され、タタール語で書かれた書籍や文書は焼き払われ、タタール民族の歴史は「山賊行為と盗賊に明け暮れてきた」と書き換えられた。これはタタール民族の痕跡を一掃することを狙った文化的ジェノサイドに他ならない。クリミア・タタール人はチエチエン・イングーシ人ともにかつてソビエト化に強く抵抗した民族である。それだけにソ連指導部は戦争のさなかに利敵行為を口実に懲罰的な民族浄化を行ったのである。それも、ソビエト化に抵抗したこれらの民族に対して、民族浄化を行ったことに加え、彼らの民族文化までも抹殺することを目的とする文化的ジェノサイドを行ったのである。

事務局草案にある文化的ジェノサイドとは、特定集団の特徴を次の方法で破壊すること、すなわち、①子どもを他の人間集団へ強制移動させること、②特定集団の文化を共有する人間個人の強制的かつ組織的国外追放、③私生活において特定民族集団の言語の使用禁止、④特定民族の言語で書かれた書籍、特定宗教関連の書物の組織的破壊、または上述の書物の新たな刊行の禁止、⑤歴史的または宗教的遺跡の組織的破壊、もしくはそれらの遺跡の他への転用、歴史的、芸術的または宗教的に価値のあるもの、もしくは礼拝所の組織的な破壊、である。今日の多文化主義社会では当然視されるような先駆的な内容である。

一九四八年四月から始まる特別委員会においてジェノサイド条約の起草が始まる。ナチ

スの行った暴虐の記憶がまだ鮮明であったので、特別委員会では文化的ジェノサイドの禁止を真つ向から否定する国などなかった。アメリカとフランスの強い抵抗にもかかわらず、圧倒的多数の支持のもとに文化的ジェノサイドを条約草案に含めることになっていった。ところが四八年九月から始まる第六委員会で形勢が逆転する。

文化的ジェノサイドの禁止を条約に含めるよう強く支持したのはソ連である。ソ連は民族言語の使用禁止や民族文化の禁止を目的とする一連の政策を「民族的・文化的ジェノサイド」の範疇に含め文化的ジェノサイドの禁止を提案した。それはソ連国内で保障されている民族言語の尊重、民族自治など民族自決主義の枠組みを擁護する立場からの提案であった。アジア・アラブ諸国もソ連と同様に文化的ジェノサイドを禁止することを支持した。一方、文化的ジェノサイド禁止に当初反対したのは主としてイギリスおよび英連邦諸国である。

文化的ジェノサイドをジェノサイドの形態に含めることへの反対論の根拠は以下の通りに集約されよう。第一に、ジェノサイド概念を広げすぎた結果、文化的ジェノサイドの禁止は国民統合、同化政策の妨げとなる故に条約を批准しない国が続出するとの懸念からの反対、第二に、文化ジェノサイドというものは、国際マイノリティ保護の問題と重なり、

ジェノサイドの特別委員会の管轄ではないとの理由からの反対である。スウェーデン代表は、ラップ人のキリスト教改宗が公になれば国際社会の非難の的になるとの懸念を正直に述べた。ブラジル代表は、文化的ジェノサイドの禁止は、今やどの国でも普通に行われている政府の同化政策に対して少数民族がそれに反対する口実を与えることになるとの懸念を表明した。英連邦諸国、なかでも南アフリカ、カナダ、ニュージーランドなど、イギリスの帝国主義者が先住民の迫害の上に築いてきた国は、文化的ジェノサイドを禁止すれば「未発達部族」の存在を認めることになり、それは社会統合や国民統合の障害になるとの理由で反対した。例えば、ニュージーランドは、文化的ジェノサイドを禁止でもすれば、それは部族制度の存在を現地住民の社会発展の阻害要因とみなしている国連信託統治制度への批判は免れないであろうと警告した。南アフリカ代表は、ニュージーランドを支持しつつ、同時に原始的、後進的な集団の保護につながるようになるような危険な取り決めに反対した (Schabas 2009: 209-212)。

これらの国は、文化的ジェノサイドというものは、人権問題として、あるいは少数民族問題として扱われるべき問題であり、この問題の審議は当時、世界人権宣言の起草を担当していた第三委員会の役割である、とも主張した。文化的ジェノサイドを国際法上の犯罪

として規定することにもなれば、それは植民地帝国にとつても、また国内に人種差別政策や制度の慣行を有する国にとつても、その神経を逆なでする取決めになるのは明白である。それに、文化的ジェノサイドが禁止されれば、国民統合も同化政策も遂行できなくなることは明らかである。ここでも反対論の根拠の一つに条約批准問題が頭をもたげている。

結局、レムキンが期待した通りにはならなかった。文化的ジェノサイドの禁止は条約の最終確定稿に取り入れられることはなかった。文化的ジェノサイドの禁止が外されたのは民族問題を封印する時代傾向、および戦後も維持されていた植民地主義の正当化の反映であることは理解できよう。しかしながら、このことは国際社会が加盟国政府に同化政策を続けることに暗黙の同意を与えたに等しい。

ジェノサイド条約

世界人権宣言が採択される前日の四八年一月九日、国連総会において「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」(「ジェノサイド条約」)がついに満場一致(棄権八)で採択された。全一九条からなるジェノサイド条約におけるジェノサイドの定義に関する部分は以下の通りである。

・ 集団殺害について平時と戦時とを問わず、国際法上の犯罪であり、これを防止し、処罰することを約束する（第一条）。

・ 集団殺害とは、民族、エスニック、人種、宗教集団の全部または一部を破壊する意図を持って行われる次の行為のいずれをも意味する。（ア） 集団構成員を殺すこと、（イ） 集団構成員に対して肉体的または精神的に重大な危害を加えること、（ウ） 肉体の全部または一部の破壊をもたらすために企図された生活条件を故意に集団に課すこと、（エ） 集団内の出生を妨げることを意図する措置を課すこと、（オ） 集団の児童を他の集団に強制的に移すこと（第二条）、以上の行為を意味する。

・ 処罰すべき行為として、（ア） 集団殺害、（イ） 集団殺害の共同謀議、（ウ） 集団殺害の直接かつ公然たる教唆、（エ） 集団殺害の未遂、（オ） 集団殺害の共犯を処罰すると規定された（第三条）。

4 ジェノサイド条約の残した教訓

人種平等主義の平和観が広まり、また人道に対する罪の裁きが世に知られるようになるのと、連合国がそれまで犯した数々の非人道的行為が世界の耳目を引くことになるのは不可

避的であった。これらの国の人種差別問題や人権問題が次第に国際問題へ発展していくことも避けられなかった。人種差別禁止の動きやジェノサイド禁止の動きに秘められた危険性を敏感に察知したジェノサイド条約の起草委員たちは、人権尊重の平和主義を急速に骨抜きにしたのである。その象徴的な出来事がジェノサイド条約の起草過程でのジェノサイド禁止の対象からの政治集団外しであり、文化的ジェノサイド外しであった。

ジェノサイド条約の起草過程で、次の二つの点が教訓として残った。第一に、国連がジェノサイド禁止において政治集団の殺戮を禁止することに合意できなかったのは、各国代表が、政治的迫害や殺戮の規制に反対したからであり、それは国家統治に関する国際干渉を嫌ったからである。第二に、文化的ジェノサイドの禁止に合意できなかったのは各国代表が国民統合に向けて同化政策の自由を手にしたかったからであり、また国内先住民族への迫害や植民地住民への迫害に世界の目が向くのを恐れたからでもある。

国連は人権と基本的自由を基調とする国際平和秩序を構想し、その基本的国際関係原則を確立したものの、すでに冷戦が始まっていただけに、国際社会が国内統治へ干渉する口実は与えたくないというのが国連加盟国の本音であった。主権尊重と内政不干渉の原則によつて国内統治の自由を確保し、国民統合を進める上で妨げとならない範囲内でジェノサ

イドを禁止しなければならなかったのである。

とはいえジェノサイド条約によって特定の民族集団を迫害し危害を加えることを国際法上の犯罪として確立したのであるから、少数民族の生存のための最低限の国際保障措置としてその効果が期待されたことも事実である。ところが、こうしたせつかくの国際的合意の成立にもかかわらず、それを実効的なものにする国際制度（レジーム）の整備が伴わず、政治的理由によるジェノサイドを国際犯罪として禁止することができなかつたことは、後々にまで禍根を残すことになった。

というのもジェノサイドの罪を裁く管轄裁判所として国際刑事裁判所の設立が予定されていたが（ジェノサイド条約第六条）、この裁判所は長い間、創設されずにいたこともあり、ジェノサイド条約に基づく訴えは皆無であった。こうしてジェノサイド条約は、その後、数十年間形骸化し、死文化したのである。その間、ジェノサイドを含め、ジェノサイド条約の定義から外された政治的理由による大量殺戮が、主として社会主義諸国、および独立した途上国で発生した。ランメルによれば第二次世界大戦後の一九四五年から冷戦末期八七年の間の政府権力による人民の殺戮（民衆殺戮）の犠牲者数は七千六百万人に上るともいわれる。その多くは政治的殺戮であり、その大半は共産党一党独裁国家で行われた民

衆殺戮である。その中でジェノサイドの占める割合はおよそ二千万人と推計されている。冷戦が終結し、グッドガヴァナンスのグローバル化が始まる一方で、新戦争が発生し、国際戦犯法廷が設置されるようになる中、一九九八年の国際刑事裁判所規定（二〇〇二年発効）によって国際刑事裁判所ICC（二〇〇二）年の設立が実現した。だが今もって国際社会は、同化政策の規制を行うことに合意を取り付けることができないでいる。

*本稿は拙著『国際平和とは何か——人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』（二〇一五年、中央公論新社）の第三章を基に加筆したものである。

《参考文献》

- 石田勇治・武内進一編（二〇一）『ジェノサイドと現代世界』勉誠出版
- 吉川元（二〇一五）『国際平和とは何か——人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』中央公論新社。
- Claude, Inis L. (1955) *National Minorities: An International Problems*. Cambridge: Harvard University Press.
- Jones, Adam (2011) *Genocide: A Comprehensive Introduction*. London: Routledge, second edition.
- ポール・ゴードン・ローレン（一九五五）『国家と人種偏見』TBSブリタニカ
- Lemkin, Raphael (1944) *Axis Rule in Occupied Europe: Laws of Occupation, Analysis of Government Propos-*

- als for Redress*. Washington, DC: Carnegie Endowment for International Peace.
- Lemkin, Raphael (1945) "Genocide—A Modern Crime" in *Free World*, April 1945.
<http://www.preventgenocide.org/lemkin/freeworld1945.htm>
- Mann, Michael (2005) *The Dark Side of Democracy: Explaining Ethnic Cleansing*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rummel, Rudolph J. (1994) *Death by Government*. New Jersey: Transaction Publishers.
- Schabas, William (2009) *Genocide in International Law: The Crime of Crimes*, 2nd ed. Cambridge: Cambridge University Press.